

らに勝ってしまうように感じる。

本書はアエタ（と著者）への格好の入門書であるし、著者と接したことのある者にとって本書は、さまざまな機会に著者から聞いたことのあるイストリアの、ロングバージョンといえるだろう。言い古された表現だが、イストリアは贈与だ。親密な場において先達から語られる。受け手は語られる具体的な個人や出来事から、それぞれの感度・タイミングで、さまざまな（語り手の想定を超えて）示唆や学びを受け取る。そしてそれをまた後の世代に伝えていくだろう。願わくはこの贈り物が、その親密な空間にますます多くの人々を巻き込み、そして多様で創造的な応答を生み出していかんことを！

引用文献

- マリノフスキ, プロニスワフ. 2010. 『西太平洋の遠洋航海者』 増田義郎訳, 講談社.
- 箭内 匡. 2018. 『イメージの人類学』 せりか書房.
- Wagner, Roy. 2016. *The Invention of Culture*, Second Edition. Chicago: The University of Chicago Press.

茅根由佳. 『インドネシア政治とイスラーム主義—ひとつの現代史』 名古屋大学出版会, 2023年, 282p.

大形里美*

本書は、インドネシアにおけるイスラーム主義イデオロギーの論理とその盛衰のメカニズムを明らかにしようとした研究である。著

者は、同国のイスラーム主義の主要なルーツとされる議会制民主主義時代（1949–1959年）のイスラーム政党マシュミに注目し、党首ナッシール（1908–1993年）の近代主義的な民主主義思想を分析したうえで、彼の思想がその後、同国のイスラーム主義勢力によってどのように引き継がれてきたのか、あるいは引き継がれてこなかったのかを論じている。ナッシールは、1950年から1951年にかけて首相を務めたが、イスラーム国家樹立の反乱軍に参加し、その後政界から追放された人物である。

本書の構成は以下のとおりである。

序章

- 第1章 民主主義の擁護者としてのマシュミ
- 第2章 近代主義思想と宗教的少数派排除の論理
- 第3章 「政権派」への変容
- 第4章 民主化後の旧マシュミの分裂と迷走
- 第5章 宗教少数派排斥運動の活性化
- 第6章 理念なき圧政批判
- 終章 インドネシアの民主主義とマシュミの伝統

第1章では、ナッシールの思想が分析され、彼がイスラームにおける他者への寛容や多様性の尊重を、民主主義を支える道徳的規範とみなし、建国五原則（パンチャシラ）を国家理念とするインドネシアを明白な「イスラーム国家（Negara Islam）であると解釈していたことが指摘される。

* 九州国際大学現代ビジネス学部国際社会学科

その後、ナッシールは、共産主義勢力の拡大によるパンチャシラ精神の空洞化を危惧し、マウドゥーディーの「神権民主主義 (theo-democracy)」論に着想を得たものだとみられるイスラームを国家理念とする「神聖な民主主義」(theistik demokrasi は「有神論的民主主義」と訳すべきであろう) 論を提唱した。その国家論は、宗教的少数派を含む国民すべての自由の保障、抑圧からの解放、人々の合議といった民主的価値を保障することを前提とし、人民主権を肯定するものであったという。そして著者は、マシュミは権威主義化するスカルノに抗うため、議会制民主主義を擁護するようになったとし、結論として、「イスラームの価値とこれらの民主的制度が共存する理念は、議会政治における周辺化と政権との対立という条件において強調されるようになったと言えるだろう」(p. 57) と論じる。

第2章では、政界から追放された旧マシュミ党員が1967年設立したダアワ評議会の思想が分析される。スカルノの後を引き継いだスハルト政権からの統制と抑圧がますます強められるなか、大きな共鳴を得たのは、議会制民主主義時代に形成された近代主義的な民主主義論で、それに基づく同政権への批判であったとする。そしてこの時期には「少数派の脅威を煽る論理は散発的に表面化してきたものの、旧マシュミ勢力においてすら広く持続的な共鳴を呼ばなかった」と指摘する(p. 105)。

続く第3章では、1990年代以降の旧マシュミ勢力の思想的変化が考察される。この

時期、ダアワ評議会の支援を受けた次世代の知識人や活動家のイデオロギーは多様化し、ナッシールの近代主義思想は懐疑的に捉えられるようになり、1993年の彼の死後は政権との親密な関係が構築され、近代主義思想に基づく民主主義論は忘却されたと論じる(p. 129)。他方、「反政権派の指導者として台頭した、後に第3、第4代大統領となるガス・ドゥルやメカワティを牽制するため、旧マシュミ勢力は宗教多元主義者や少数派の存在がイスラーム共同体に対する脅威になっていると主張し、排他的な論理を強めてしばしば動員を行うようになった」とする(p. 130)。

第4章では、民主化時代、国政に復活を果たした旧マシュミ勢力の思想と活動を考察する。旧マシュミの流れを引き継ぐ月星党の党首ユスリルのリーダーシップは弱く、「彼の近代主義思想はマシュミの伝統からの逸脱であるとすら見なされて攻撃の対象となった」(p. 144) とし、まとまりを欠いたまま1999年の総選挙に臨み、惨敗したと分析する。そして月星党は分裂し、さまざまな組織を媒体に、各々のネットワークを拡大していくこととなったとする。

第5章では、民主化後、宗教的少数派排斥運動が活性化したことについて、在野のイスラーム主義勢力は政権の支持を背景に宗教的少数派への排他性を強め、他方、多くのイスラーム政党は選挙キャンペーンにおいてあらゆる排他的主張を回避したとする。しかし、彼らは2014年の大統領選挙とジョコウィ政権の発足で結束し、2016年末以降のイスラーム主義勢力は、宗教的少数派排斥の

論理ではなく、政権に対する人々の不満や幻滅に訴えることで国政を揺るがす勢力として台頭したと論じる。

第6章では、「2016年末から2019年にかけての結束を促したのは、過去の権威主義体制との対峙において強められた、ムスリムへの抑圧に対する批判であった」(p. 196)と分析する。そして今日においては、「ナッシールが示した民主主義制度に立脚するイスラーム国家論を継承する者はおらず、その近代主義思想も1990年代以降の展開ですっかり後退」(p. 196)したとみる。

終章では、本書の結論として「政権から周辺化されると圧政批判に基づく民主主義への志向が強化され、宗教やイデオロギーの差異を超えた広範な連帯を実現する可能性が高まる。その一方で、政権と接近する場合には、自ずから民主主義志向が後退するとともに、宗教少数派批判が活性化する可能性が高まる」と述べ、これを「権威主義体制から民主化後の現在まで一貫して見出すことができるこのメカニズムの提示が、本書のインドネシアの政治研究への貢献である」(p. 201)としている。そして今日のインドネシアにおいては、多様な思想的潮流から派生したイスラーム主義者たちをまとめ上げる共通の理念は存在せず、「在野の勢力は声を潜め、議会勢力は穏健化路線に回帰しながら次期選挙の動向を伺っている」(p. 200)と結んでいる。

インドネシアのイスラーム主義思想の源流とされるマシュミのナッシール党首の思想についてはこれまで本格的な研究がなく、本書はインドネシアのイスラーム主義思想の源流

に関する貴重な研究として位置づけられるだろう。その価値を評価したうえで、気になった事柄を3点に分けて論じておきたい。

1点目は、著者がインドネシアのイスラーム主義について一貫してみられると提示するメカニズムについてである。「政権から周辺化されると圧政批判に基づく民主主義への志向が強化され」、政権と接近する場合には、「宗教少数派批判が活性化する可能性が高まる」(p. 201)と著者は主張するが、そうしたメカニズムは本当に機能しているのだろうか。2016年以降のイスラーム保守派勢力の連帯については全く逆のことがいえる。当時、広範な保守派勢力を連帯させた要因は、非イスラム教徒のジャカルタ州知事による「宗教冒涇」にあたりとされた発言に対する抗議であり、著者が主張する「圧政批判」に基づく民主主義への志向などではなく、そこには他宗教に対する排他的性格が強く現れていた。一方、ジャカルタ州知事側を擁護するリベラル派勢力による大規模なデモ集会の方が宗教多元主義的な連帯を実現し、民主主義への志向をみせていた。

また著者は1990年代のイスラーム主義を、政権に取り込まれた「非民主的なイスラーム勢力」として描くが、後に「民主化運動の機関車」と称され、非ムスリムにも開かれた政党、国民信託党(PAN)を率いたアミン・ライスが、1990年代に「上からの民主化論」を論じ[Arief 1997]、グス・ドゥルによる「下からの民主化論」とともに注目されていたことについても全く触れられていない。著者が本書で提示しているメカニズムについて

は検証が必要だと思われる。

2点目は、本書で扱うイスラーム主義勢力の範囲についてである。著者は、イスラーム主義を「イスラームの規範的価値に基づく国家や社会の実現を目指す広義の勢力であり、社会組織や政党、社会運動など様々な形態を取る」(p. 13)として近代派には限定していない。しかし、同国最大の伝統派イスラーム組織 NU のイスラーム主義勢力は分析対象から外されている。ちなみに、結成当初のマシュミには、伝統派イスラーム組織 NU も入っており、NU は 1952 年にマシュミから離脱した経緯があるが、離脱理由は、それまで党の最高指導部であった宗務部 (Majelis Syuro) が諮問評議会 (Dewan Penasehat) に格下げされたことや、NU 系議員が激減したこと、宗教大臣がムハマディヤー系から選ばれたことなどに対する不満であった [NU online 2021 (November 23)]。従って、マシュミを離脱した伝統派イスラーム組織 NU も依然としてイスラーム主義勢力であることに変わりはなく、インドネシア政治とイスラーム主義を論じる場合には、伝統派イスラーム主義勢力も議論の対象にする必要があると思われる。

1985 年にはスハルト独裁政権下制定の大衆団体法により、すべての政党や社会団体が、パンチャシラの受け入れを強要されたが、この時、最終的に「パンチャシラの内容は私たち信仰そのものだ」とする年長のキアイの言葉があり NU のウラマー (イスラーム学者) たちはそれを受け入れたといわれる [Yahya Cholil Staquf 2020]。

民主化以降、各地で制定されたイスラーム法条例 (Perda Syariah) は、発案者が FPI (イスラーム擁護戦線)、MUI (インドネシア・ウラマー評議会、以下 MUI とする)、地方自治体の首長などで、政党ではゴルカル党が支持したが [Mubarak and Halimatusa'diyah eds. 2014]、そうした民主化以降のイスラーム法条例制定の運動の担い手についても分析すると良いと思われる。

議会制民主主義時代にナッシールが提示していた「イスラームに基づく民主主義国家」論は、多くのイスラーム主義者にとってすでに政治的にも宗教的にも正当性を失っていると著者は主張する (p. 19) が、同国においてイスラーム法条例が次々と成立したのは、まさに同国が民主化後「イスラームに基づく民主主義国家」となり、政治家の多くがイスラーム主義者だったからだともみることもできるのではないだろうか。

3点目は、不正確な記述が散見される点である。たとえば、2009 年大統領選挙において、ムハマディヤーを代表するディン・シャムスディン (Din Syamsuddin) が「選択を誤った」ために、ユドヨノの対抗馬となったユスフ・カラ副大統領を支持し、「第二次ユドヨノ政権でムハマディヤーは閣僚ポストを失うこととなった」(p. 156) と著者は述べるが、当時ムハマディヤーがユスフ・カラを選んだのは、ディンの個人的な選択ではなく、組織的な決定で、当時、ムハマディヤーに近い政党である国民信託党もユドヨノを支持し、アミン・ライスとハッタ・ラジャサ党首がユドヨノの選対チームのトップとなって

いた。¹⁾ またその後、ディンが2011年に非ムスリムの宗教指導者らと「政府の嘘と闘う宗教者運動」を結成し、ユドヨノ政権における宗教的少数派への抑圧に対する無策を批判したとしている (p. 156) が、同運動は、ディンが発案・主導したものではなく、故シャフィイ・マアリフ (Syafi'i Ma'arif) と故ソラフディン・ワヒド (Salahuddin Wahid) が主導した運動であった。²⁾

さらに著者はディンが、「MUIを排他的な勢力の結節点へと変容させるのに重要な役割を果たした」(p. 156) とし、彼が選挙後にユドヨノ政権における宗教的少数派への抑圧に対する無策を批判したことをもって、「このような両面性曲芸的なイデオロギーの転換は、ディンに限ったことではない。宗教的少数派への姿勢は、時の政権との関係性によって規定されてきた」(p. 156) と論じる。しかし、筆者がディン本人に確認したところ、当時ディンは、ムハマディヤーとMUIを、MUIに反対する人たちも含めてすべてを受け入れる大きなアンブレラにすべく、MUIの諮問評議会にシーア派以外のすべてのグループを招き、外部ではなく内部で対話するようにしたという。これは当時各地で起きていたシーア派に対する暴力行為を抑制することを目的に、イスラームが重視する合議制を

もって問題の解決にあたらうとしたものであった。その結果MUIが排他的な勢力の結節点へと変容したとしても、排他的イデオロギーに基づいて行なったとはいえない。MUIは1984年にスンニー派の神学的立場からシーア派についてのファトワー（法的裁定）を出しているが、当然のことながら暴力行為を容認する内容ではない。従って、ディンが宗教的少数派への暴力行為に対する政府の無策を非難する運動を起こしたとしても、「両面性曲芸的なイデオロギーの転換」などにはあたらない。

NU、ムハマディヤーは国際紛争地における平和構築活動に積極的に関わってきた実績があり、ディン自身、世界宗教者平和会議の議長を長年務め、精力的に活動が続いている。国際的に信頼と名声があり、2018年には日本政府からも旭日重光賞を授与されている人物にイデオロギー転換などないともみるべきであろう。

今後イスラーム主義はどう変化していくのだろうか。インドネシアは、「唯一神への信仰」をパンチャシラの第一原則として掲げており、世俗国家でもイスラーム国家でもないという特殊性を備えている。1950年代とは異なり、現在では共産主義勢力と世俗主義勢力がほぼ一掃され、社会のイスラーム化を進める法律が次々と定められている。パンチャシラを党是とする多くの政党が、イスラーム勢力を束ねる下部組織を擁し、イスラーム教徒たちの政治的なアスピレーションを党の政策に反映させるための仕組みづくりを行なっている。

1) 2024年3月9日ディン・シャムスディン氏にWhatsAppで確認するとともに以下のサイトで確認 [Detiknews].

2) 2024年3月9日WhatsAppを通じてのディン・シャムスディン氏からの証言と以下の記事で確認 [Tokoh Lintas Agama akan Serahkan Pengaduan Korupsi 2011 (March 4)].

イスラーム主義の新たな分析概念として、近年「ポスト・イスラーム主義論」も展開されている〔末近 2018: 201〕。しかし、中東のイスラーム主義を専門とする末近は、「イスラーム国家の樹立を声高に叫ぶものたちは、今や一部のジハード主義者に限られるようになり」、「彼ら彼女らは、イスラーム政党を結成し、世俗主義を含む他のイデオロギーを掲げる政治勢力との積極的な連携を見せている」と分析し、ポスト・イスラーム主義は、イスラーム主義の今日的な一形態に過ぎないと述べ、「ポスト」と名付けて区別する意義に疑問を呈している〔末近 2018: 204〕。インドネシアについては、まさに末近のいうイスラーム主義の今日的な一形態としての現象が、他のイスラーム諸国に先駆けて起きているとみるべきではないだろうか。

以上、気になった事柄を指摘したが、著者の研究が、日本のイスラーム主義研究を大きく一歩進めたことは明らかである。とりわけインドネシアのイスラーム主義の源流とされるマシュミの党首ナッシールの人民主権を肯定するイスラーム主義思想についての研究は、中東や南アジアなどのイスラーム主義思想との比較、その後、今日に至るまでの展開の視点からも重要である。

引用文献

- Arief, Afandi. 1997. *Islam demokrasi atas bawah: polemik strategis perjuangan umat model Gus Dur dan Amien Rais*. Yogyakarta: Pustaka Pelajar.
- Detiknews. 2009 (May 3). Menimbang Peluang Hatta. <[https://news.detik.com/pemilu/d-](https://news.detik.com/pemilu/d-1125339/menimbang-peluang-hatta)

1125339/menimbang-peluang-hatta> (2024 年 5 月 20 日閲覧)

- Mubarak, M. Zaki and Iim Halimatusa'diyah eds. 2014. *Politik Syariat Islam, Ideologi dan Pragmatisme*. Jakarta: LP3ES, pp. 246–247.
- NUonline. 2021 (November 23). NU dan MASYUMI. <<https://jabar.nu.or.id/sejarah/nu-dan-masyumi-9UJ1>>
- 末近浩太. 2018. 『イスラーム主義—もう一つの近代を構想する』岩波書店.
- Tokoh Lintas Agama akan Serahkan Pengaduan Korupsi. 2011 (March 4). Jumat, 4 Maret 2011 10: 39 WIB. <<https://www.antaranews.com/berita/248538/tokoh-lintas-agama-akan-serahkan-pengaduan-korupsi>>
- Yahya Cholil Staquf. 2020. *PBNU-Perjuangan Besar Nahdlatul Ulama-Tajdid Jam'iyah Untuk Khidmah Millenial*. Mata Air Publishing. <https://www.baytarrahmah.org/media/2020/PBNU_Perjuangan-Besar-Nahdlatul-Ulama_2020.pdf>

貴志 功. 『ベトナム居住法—移動の自由の進展と居住登録法制』信山社, 2023 年, 201 p.

鮎京正訓 *

はじめに

本書は、ベトナム居住法制の成立過程を詳細に紹介し論じた日本で最初の本格的な書物である。

著者は、外務省に入省して以来、在ベトナム日本国大使館、在ホーチミン日本国総領事館などに勤務し、その後、本省ならびにドバイの総領事館、サモアの大使館等で勤務した経歴を有する。同時に母校の岡山大学でも非

* 名古屋大学名誉教授